

事務連絡
令和5年9月28日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

インボイス制度の開始に向けた特定健康診査及び特定保健指導の実施の委託に係る集合契約における標準的な契約書の例等の変更について（周知）

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等の実施の委託に関しては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」（令和5年3月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）付属資料1-4「集合契約における標準的な契約書の例」別紙「実施機関一覧表」等及び付属資料1-5「委任状の様式」をお示ししているところですが、今般、令和5年10月1日にインボイス制度が開始されることを踏まえ、「実施機関一覧表」等を別添に変更いたしますので、お知らせします。

具体的な変更点としては、集合契約の委託者である保険者がインボイスの発行を求めるに当たって必要な情報として、ひな形の別紙「実施機関一覧表」に、「登録番号」「登録年月日」「取消年月日」を記載する欄を追加等するとともに、付属資料1-5「委任状の様式」に「インボイス制度対応」欄を追加しました。

なお、特定健診等に係る集合契約においては、医師会と保険者の取引（契約）が、取次ぎか直接当該事業の受託なのかを整理した上で、取引（契約）実態がその整理に整合的である必要があります。その上で、インボイスに係る取扱いについても、その取引（契約）実態に即してご判断ください。

また、変更後の「実施機関一覧表」等は厚生労働省のホームページ（※）に公表しますので、それも活用しながら貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるようお願いいたします。

（※）厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 中村、春日
TEL:03-5253-1111（内線3161）
tekiseika01@mhlw.go.jp

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会